第34号議案

豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 改正について

豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年5月13日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本市一般職の職員の給与改定等の状況等に鑑み、市長及び副市長の給与について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例

豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年豊後大野市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の豊後大野市 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第5条の規定の適用については、 同条中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「」とする」とあるのは「」と、豊後 大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第一号)附則第2 項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。